

南砺市農業委員会第17回総会会議録

- 1.招集日時 令和 6年 11月 7日
- 2.開会時刻 令和 6年 12月 6日 午後2時55分
- 3.閉会時刻 令和 6年 12月 6日 午後4時07分
- 4.場 所 南砺市役所 302 会議室
- 5.委員定数 20名
- 6.出席委員 19名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	欠	17	吉田 琢治	出
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7.議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第75号 農地の非農地証明願いについて
議案第76号 農用地利用集積計画(案)の決定について
- 第3 報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由
里、主査 高田 賢寿、主任 内山 葵

9.会議の概要

事務局長

皆様お疲れ様でございます。定刻より若干早いわけでございますけれども、出席予定の方がすべてお揃いですので、ただ今より第17回南砺市農業委員会令和6年12月の総会を開始したいと思います。

さて、本日の朝刊の一面に県産米来年3,291トン増産という見出しがございました。富山県の主食用米の生産量は関係機関で構成されました県農業再生協議会が設定しております富山県の生産面積では32,200haで600haの増と。南砺市におきましては、4,101haで107ha増を設定されたところです。また11月29日に石破内閣総理大臣が所信表明演説で農業に関することにも触れられていましたので、ご紹介したいと思います。その中で地方創生2.0を起動し新しいICT技術をフル活用しながらもてるポテンシャルがまだまだ眠っている地方の農林水産業・製造業・サービス業の高付加価値化を進めたいと言っておられました。またこの夏店頭からお米が一時消えたことは記憶に新しいところで、人口減少下においても農林水産業・食品産業の生産規模を強化し、安定的な輸入と備蓄を確保することなどを通じて食料安全保障確保します、農林水産業に携わる方々が安心して再生産でき食料システム全体が持続的に発展し活力ある農山漁村を後世に引き継げるよう施策を充実・強化しますと続けられましたので、令和7年度からの農業再生産への施策充実に期待したいというふう考えています。

それでは総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中19名が出席されております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しておりますので、総会が成立したことをここにお知らせいたします。会議開始にあたりまして岡村会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

師走の12月でしかも寒くなりました中、けがをされた方以外の全員の出席をいただけたということでありありがとうございます。先月の27・28日と全国の農業委員会長の代表者会議が東京でございまして、出席してまいりました。その中で1日目の夕方からの会議の合間を縫って県選出の衆参の国会議員の先生方、先生方が来れないところは秘書の方に1ヶ所に集まっていたいただいて、いろんな意見とか要望をしてまいりました。出席はほとんどの議員の先生方で、〇〇の先生も来られました。逆に言うと本人がこれなかったのは〇〇先生が多忙みたいで秘書の方が来られました。それから秘書も本人も来れなかったのは〇〇一区の先生で残念でした。私どもはやっぱりお願いせんないかんなどということをお願いしたのは、基盤整備をするにあたって、高収益作物をいっぱい作りなさいというようなつらい要件、出来そうもないような要件、これをどうかしてほしいというようなこととか、5年水張りですか、そんなようなこと等々地方では大変四苦八苦してるということをお願いしてきた。その他に先ほど事務局長さんからご説明ありましたが、米が史上最高の高値といいますか、私たちからしたら20年ほど前と同じ値段になったなと思って、別にびっくりしていなかったんですけど消費者はびっくりしておられるということで、一過性のものでなく、例えば酒米の業者が大変で経営が成り立たないとか、富山県は守るんですが、他の県で便乗増反するというようなことがありましたら、また暴落するんじゃないかというようなことも伝えました。国会の先生方に安定した舵取りをしてほしいということで、これまでずっと我慢してきたのは、農家であって高くなったのではなくて元に戻ったんだというようなこと等日本に根

ざした願いをしてまいりました。そんなことでまた機会がございましたら、〇〇〇〇という先生がほとんど引き受けて回答しておられて、非常に勉強されておられて、そんなような話をまた機会があればお伝えしたいと思います。今日はよろしくお願いいいたします。

それでは、本日の第17回の農業委員会を開催いたします。今回の議案は少のうございますが、慎重審議をよろしくお願いいいたします。

会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は、15番委員、16番委員の2名の方よろしくお願いいいたします。

議長

それでは議事に入ります。

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第74号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回8件の申請がありました。田で38,014㎡ 畑で1,068.61㎡ 計39,082.61㎡です。

受付番号1番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんの保佐人でございます。申請地につきましては、田7筆 20,495㎡でございます。理由につきましては、耕作者に譲り渡すものということでございます。譲受人がこれまでも利用権をかけたまま耕作をずっとしてきておられたんですが、今回正式に所有権を移転するという申請があがったものでございます。あとで途中解約の案件もありますけれども、譲渡人の持っておられる農地全てを譲受人の方へ今回、所有権移転するという案件でございます。

受付番号2番です。

譲受人は、市外のアパートにお住まいの〇〇〇〇さんで、申請地は畑1筆88㎡で、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。理由につきましては自家用の野菜を作るためとなっております。こちらの案件ですけれども資料編の方を見てくださいと申請地の右側に〇〇というふうに書いてあります。こちらの宅地が空き家になってたものですから、譲受人さんが取得されまして、その隣にある農地を合わせて取得されて、自家用の野菜を作りたいということでございます。

譲受人は4人家族で家族全員でアパートの方から移住してこられたということです。この場所につきましては、空き家バンクの方でいろいろ探しているうちに見つけられたといいますか気に入られて今回来られることになったというふう聞いております。

受付番号3番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲渡人は県外にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請地は畑4筆 459.61㎡で、理由につきましては耕作者に譲り渡すものということです。こちらの案件は、令和5年12月の総会のときに、同じように今回の譲渡人さんから譲受人さんに農地を譲り渡す案件があったと思うんですけども、そのときにこの筆も申請地の中にあっただけなんですけれども、当時非農地証明というものが出ている農地ということで、一旦申請地から外していただきました。当時、確認とかいろいろ手続きをしていく中で、非農地とい

うふうに1回認定はされていたんですけども、現地は農地ということで3条申請があがったことを受けてまして再度確認しましたところ、農地というふうに取れるだろうということになりまして、非農地証明というものを取り下げられましたため、今回改めて3条申請ということになったものでございます。

一応、当時は2筆許可が出ているんですけども、今回は4筆ということでこれで合わせて6筆譲渡人さんから譲受人さんの方に所有権移転することになるということです。元々譲受人さんは譲渡人さんにご親戚でありまして、今までも耕作者として利用していたので、耕作者に譲り渡すということになっております。

受付番号4番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんで、譲渡人は県外にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請地は田4筆で6,244㎡で、理由はこちらも耕作者に譲り渡すものということになっております。

こちらの案件ですけども、この地域は任意の集落営農で耕作をされておられるところで、譲受人さんもその一員としてこちらの農地の耕作なり、あるいは水管理・草刈りを今までしておられたということです。この機会に所有権も譲受人に移転して、今後集落の一員としてこの農地を耕作していくということで今回申請があがったものでございます。

受付番号5番です。

こちらの案件は、譲受人が〇〇〇〇さんで譲渡人は4番と同じ〇〇〇〇さんでございます。申請地は畑1筆444㎡で、こちらの理由につきましては耕作者に譲り渡すものというふうになっております。

この譲受人さんなんですけども、元々この畑を耕作しておられた方でありまして、この場所だけでなく、この方39歳なんですけど、23歳のときから他の人の畑を借りてずっと今までもサツマイモと苆を作ってきた方だそうです。この場所も今までずっと借りてやってきたんですけども、正式な契約も結んでなかったもので、そのため耕作面積の方にも上がってないんですが、ずっとお互いの約束で借りて耕作してきたところだそうです。自己所有の農地というものを持って耕作をしたいという思いがやっぱりだんだん出てきてまして、この所有者さんと相談されたところ、今回譲ってもらえるということになったということで、今回の申請になったということだそうです。

受付番号6番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は〇〇〇〇さんでございます。申請地は田1筆2,175㎡で、理由につきましては後継者に譲り渡すものとなっております。この譲渡人である〇〇さんはおじいさんになられまして、譲受人さんがそのお孫さんというふうになります。譲渡人の〇〇〇〇さんという方は、法人の代表者さんで今までやってこられていた方なんですけど、今回この譲受人さんに代表を譲られまして経営を譲ったという状態でございます。お父さんが当然間にいらっしやったんですけど、お父さんは農業はしたくないというふうに言われたということで、それでお孫さんに譲ることにしたというふうには聞いております。

経営を譲りまして、農地もこの度、一筆ではありますけれども譲っていきなというので申請があがったものでございます。同じ住所なんですけども別世帯になってるもんですから、面積が上がってないんですけども、先ほどから言ってますように譲受人さんは法人の代表者さんでありますから、当然今後も法人でやるんじゃないかというふうな話になるかと思っております。ご存知の通り3条の場合、自分で耕作するというのが前提の許可になりますので、この場合どうなのっていうふうに思われるかと思っております。農地法の処理基準に載ってるんですけど、農地所有適格法人の構成員の方が法人で今までやっていた農地

を取得する場合は、法人でやり続けるという形でも認められるというふうな通知が出ておまして、今回はそれに当てはめて、後から利用権の解約も出てくるんですけど、今まで利用権をかけて、この法人でやっていた場所がありますので、一旦途中解約はするんですけどまた契約し直しますので、それを今後も引き続き法人でやるということになります。ということで、今回の場合は処理基準により認められるということで、申請の方は受理させていただきました。

受付番号7番です。

譲受人は、〇〇〇〇さんであります。譲渡人は、〇〇〇〇さんということで、申請地につきましては4筆 田 9,100㎡でございます。理由につきましては経営規模の拡大ということでもあります。今回の譲受人はご子息の名前でということでもあります。同じ世帯でありますし一緒に耕作もしておられるということです。耕作面積も世帯単位で十分ありますので、今回申請は息子さんの方ということで上がっております。

受付番号8番です。

譲受人は〇〇〇〇さんで、譲渡人は7番と同じく〇〇〇〇さんでございます。申請地は、畑1筆77㎡ということでございまして、こちらの理由は、自家用の野菜を作るためということでございます。この〇〇〇〇さんという方は、元々農地を所有して耕作しておられる方なんですけども、今回小さい畑を取得して自家用の野菜を作りたいということだったので、理由の方はそのようにさせていただきました。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第75号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第75号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は、3件の申請がありました。

〇〇地域で2件 田 534㎡ 畑 202㎡ 〇〇地域で1件 畑 4,889㎡ 計 5,625㎡ の申出がありました。

1番目は〇〇地域の 田2筆534㎡ 畑1筆37㎡で、所有者の方は〇〇〇〇さんでございます。所有者さんは〇〇〇〇さんであります。10ページの方ご覧いただきたいと思っております。住宅地図の方は右上の方でちょっと見にくくなっておりますけれども、

左下に窓をつけた公図を見るとこういう形でございます。1135 番が宅地です。立派なお屋敷があるんですけども、その周りということで、まず 1133 番の方は蔵もあったんですけどもその間にあるような、かつて農地だったと思われるんですけども写真でいきますと 2 番の方になります。この右手の方にお家があるという状態で北から南へ向けて撮ったような写真であります。

雑木があつたり竹林のような感じにも見えるんですけども、よく見るとちょっと刈った跡も見えます。年に一、二回はこういうふうに刈り倒してはそのまま集積するようなことを管理上しておられるというようにお聞きしてきました。

その上にあります 1134、三角形のところですけども、これは写真で言うと 3 番の方になります。これは手前農道から東へ向かって撮ったような感じです。

ちょっと周りがうっそうとしてましてその横ということで、一体という形でいけば原野かなという形で見てまいりました。もう一つは 1131 です。こちらは、宅地が高くて右側の方には縦長となっております。1733-1 の方は市道でありまして、非常に段差のあるところの中間といますか、中腹といますか、写真でいきますと 1 番のところ。1131 番地ということで、中の方をちょっと潜り込むなイメージでいきますと、こちら竹林というような感じなんですけども、若干平坦なところが見受けられるなどという感じでみてきました。

お家がありまして段差のある斜面のところの竹林でもありますけども、原野という判断で参りました。こちらの方は 11 月 6 日、前回の委員会の午前中でしたけども〇〇委員さんに立会いをいただきましたのでご報告をお願いしたいと思います。お願いします。

〇〇委員

ちょうど前回の委員会の午前中に見てきたんですけど、何と申しますか、ここに畑があつたのか田んぼがあつたのかちょっとわからないようなところ。中に入ったらちょっと平坦になってるんですけども、ほとんど見ての通り、何十年もそのままになってなかなか水も取れないような、全然農地としてはだめな場所になってました。自分で行くのもちょっとつらいような急斜面の中にポツンとあるもので、大変なところでした。はい、以上です。

事務局

ありがとうございました。

2 番目は〇〇地域で畑 2 筆 4,889 m²、所有者の方が〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんでございます。

こちら最近よく続いております、治山堰堤の案件でございます。

写真 1 をご覧いただきますと林道から見上げた形になりまして、手前が 60-1、奥が 61 番地になっております。

横の図をちょっと横にいただきまして、右上の小さい三角が載ってると思えます。こちらの方は、ちょうど矢印の方から写真を撮ったのが一番目の写真というような感じでございます。実は奥の方が令和 5 年度の工事の竣工ということで、予算がついたのか補正予算ですかね、繰越のような形で、今年度 6 年度中に手前のものを作られたというような形。今回一挙に 2 基を確認することになりました。どちらも谷筋に対して右岸側の法が畑であったというような案件でございます。

2 番の方は、奥の堰堤の上から下の堰堤、新しい方の堰堤 60-1 の方ですね。その右岸側を撮ったような形。ちょっと写真もあれですけども周りが雑木と申しますかかなり茂ってる中で、若干低木と申しますか、比べると、背が低い木で覆われていてこの辺が畑だったのかなという感覚をちょっと感じてきました。その位置から上の堰堤を真横に見まして 61 番です。こちらの方も、周りに比べるとかつてはやっぱり畑だったのかなということを見てまいりました。こちらの方は 11 月 22 日、〇〇委員さんに立会いをいただきましたので、ご報告をお願いいたします。

〇〇委員

はい。22日に行ってきました。2段になって堰堤がありまして、直角くらいの階段があるんですけど、傘をさして見てまいりました。急傾斜のところ、畑としては利用できないかなという感じで見ってきました。以上です。

事務局

ありがとうございました。

3番目は〇〇地域で畑4筆165㎡、所有者の方は〇〇〇〇さんでございます。

後からも先ほどありました所有のものを全て処分するためということで、農地を手放すための非農地の確認という案件であります。こちらのほうは〇〇池がありまして西には〇〇がありまして〇〇の〇〇があります。さらに西にあります森といいますか、山林といいますか、下は〇〇に下りていく段差のある斜面といいますか、山のようなところであります。

右上の窓で公図の方をお付けしておりますけれども、見ると綺麗に、畑をかつて区画されてたというふうに見受けられるんですけども、こちらと同じく昭和40年代ですかね、杉を植林されたということで、あたり一面も杉林という感じでございます。

1番の写真が〇〇さんを背にして、西側を覗き込むような形でとっております。

ちょっともっと引けばわかりやすいんですけど、この真ん中が通路ではないんですけども、右と左で若干木の生育状況が違うというような感じを受けました。

この間はこういう形であったんだろうと。その今度西側奥からですね、東側を撮ったものが2番の写真になります。

元々は長方形といいますか、先のとがったような土地を県の事業の関係で斜めに分筆したという、何か不思議だなという話もしたんですけども、昨日、原野なのか山林なのかという協議をしております、その件を改めて法務局の登記官に確認しておりましたら、これはパイプラインでしょうか、この下に地上権が設定がされているということで、下に水路が埋まっているということで、県の事業なのでこれを分筆されたものだということが、昨日になってわかりました。それでこんな不思議なことになってるんだなということであります。

下に埋まっても上の部分は用途に供するというので別に問題ないということもお聞きしてまして、形的にはもともと1筆のものが3筆にわかれているということであります。

もう一つは南西といいますか、公図でいきますと、67-1です。この辺は法になっておまして、先ほどの3筆の分は西に向かって下ってくるんですけども、それからまたさらに登り上がるといいますか、一番高いようなところに登り切ったところがこの68番、三角形のような土地であります。写真の方は遠近感の関係で私のイメージでどうしてもこうかなという感じにするとちょっと四角く見えるんですけども、実際には三角の感じでした。前回の方もそうですけど、杭の方が1本ずつ確認できたようなところもありましてそういったものも加味しまして線の方を引いております。

こちらの方も立派な木が茂っております、山林という扱いだというふうに確認してまいりました。こちらの方は11月26日にまた〇〇委員さんにご同行いただきまして確認させていただきましたので、ご報告のほど、よろしく申し上げます。

〇〇委員

はい、すいません11月26日にまた一緒に行ってきました。見た感じで分かるように、植林してあってももう一面が杉林になって全然何が何かよくわかんないところだったんですけど、間にちょうど道みたいなのがありまして、ちょうど杉の木と杉の木の間に道みたいなのがあってどこかその横だねって言いながら見ってきました。このあと何か耕作しろと言われても多分何もできないようなところでした。そういう感じです。

事務局

はい、ありがとうございます。以上でございますよろしく申し上げます。

議長 以上の案件について、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 75 号 農地の非農地証明願いについて賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。

続きまして、次の議題へ進みます。

議案第 76 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

= 議案第 76 号について議案書をもとに朗読・説明 =

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 11 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、25 件・86 筆の申請がありました。面積は、田で 122,059 m² 畑で 3,177 m² 計 125,236 m²です。

今回は、1 番から 14 番までは相対の契約で 15 番から 25 番までが農地中間管理機構の契約になります。流動化率は前回より微増の 62.92%です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの件についてご質問のある方よろしくをお願いします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 76 号 農用地利用集積計画（案）の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

続きまして報告事項へ進みます。

報告第 21 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

= 報告第 21 号について議案書をもとに朗読・説明 =

今回 8 件の届出がありました。面積は、すべて田で 36,192 m²です。

事務局

1～2番の案件でございますが、農協仲介した契約でございますけれども、これは先ほどの3条の1番目の申請をするために合意解約されたものです。
3番目の案件でございますが、こちらも先ほどの3条の2番目の申請をするために合意解約されたものです。
4～5番ですけれども、こちらの方は相対契約であったものを今度は農地管理機構を通した契約に切り替えるということでありまして、さらに耕作者さんも変えられるということで合意解約されたものでございます。
6番ですけれども、こちらも農地中間管理機構通しに契約を切り替えるとともに、耕作者さんを変えられるということで合意契約をされたものでございます。
7～8番です。こちらもさっき先ほど3条の6番目の申請で所有権移転するために一旦解約されますけれども、改めてすぐにまた契約し直す予定でございます。以上でございます。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長

それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・このあと市長との懇親会
- ・12月20日報酬等支払予定
- ・R7農業委員手帳配布
- ・地域計画の地図配布

議長

ほかに何かご意見はございませんか。

〇〇委員

すみません。利用権の金額と申しますかこれについては、農業委員では高いの安いのっていう話ってないんですね。高ければ高い安ければ安いというか、例えばもう今年なんか米代が5割も上がったのに、あんまり変わらないなという個人的な思いがあるのと同じ農政課の中で地代が変わったりとか、それから例えば前回でも総会で決定するとかいう文言がよくありますよね、金額を。それって最終的に農業委員会の方について話あるんですか、金額とか途中で報告いただけるのですか。

事務局

ないです。
地元から例えばこれは今は決められないけども後で決まりますよという報告なんです。その決まった後の報告がいただけてないんで。

〇〇委員

全然関係ないかもしれませんが、4年前に米価がバサッと下がったんですね。我が営農組合も維持できなくて、あのときは担当が〇〇さんでしたかね。あの方に、もともとは10年契約をしてましたけども、途中で変える場合は届け出してくださいって言われて、文言に全部個人の判子をもらって出したんですけど、それについて高いとか安いとかじゃなくて、こういうことを踏んでくださいということで手続きをしたんですが、今皆さんもどうやって動いているのか。

仮に届けていらっしゃるものなら、まとめて3年に一回の地代とかどうかしなくても金額が出るのでないかなと思ったんです。

地代の見直しとか云々とかいう件について、請負でやっておいでる方は、事

感じがする。あなたたちも賛成したって言われるだけの立場で。そんな会議に農業委員として出ないといけないのかなと思う。本当は大きい声を出したいんだけど出せない。いやちょっと考えてみてください、3,000円やら1,500円、どうかすれば0円というのもあるんだけど、〇〇市に行ったらちょっとニュアンスが違う。〇〇〇委員会、〇〇〇土地改良区があって、その土地改良区の下に旧の校下別に委員会があるんです。そこでいくらと決めているんです。それと限りなくすり合わせをして、土地改良区に納めるお金を用水系と面土改の分を納め切れるお金で決めているけど、南砺市のほうに行ったら納めれるとか全然関係なく、土地持ち非農家の方に自分たちが作ってあげてるんだから我慢しなさいみたいな感じで、その会合が進んでいくということを皆さん喉元まで出かかっているけど言わないもんだから。

ただし、集落営農組織はとにかくなるべく配当しようということで土地持ち非農家の人に配分されるんだけど、そうでない大規模経営のところは、どんどんどんどん切り下げていくような方向になったということだけ、今度、農業委員会の職員の人たちには、聞いてほしいしそういうことも含めて頭に持ってほしい。

ここにいる農業委員の皆さんは嫌な場面に出されてるということも理解してほしいということでもあります。

だから〇〇委員の言われることも本当にその通りなんですよ。

〇〇委員 　ただ案内が来たらね、欠席裁判になってももっと弱るなと思うもんで。〇〇・〇〇・〇〇ですかね。〇〇の水田協ですからね。

会長 　〇〇はそんなの決めてないのでは。各集落で自由にやってるのでは。

〇〇委員 　そうですよ。水田協でその議論はしておられないと思う。耕作者と地主との間で決めてるだけと思う。新たに頼むと言ったら、やりたくないときは徹底的に安い値段で言ってくる。集落営農だったらきちんと、地域を守るという考え持っているから反1万円なら1万円、8千円なら8千円とするが。

会長 　〇〇も一緒ですね。地代の設定の協議はしていないと思います。

〇〇委員 　うちら8,000円としていますが、その経過となるとよく分からないけれども、ただ8,000円としたら今言われたやつに、土地を持っている人は賄えるのかなと思った。

〇〇委員 　滑り込みでちょうどくらいでないか。自分たちみたい平地のところさえ、もう整形田でも5,000円とか言って、そしたら、面土改と用水土改を払ったらもうお金がない。当然税金は地権者だから払わないといけない。固定資産税はわずかだからね。まだちょっと涙ポロポロ出しながらやってればいいんだけど、面土改のは涙さえ出てこないよ。

〇〇委員 　ただ将来的には、地主の方は放棄するような形みたいなところにもっていく国の政策ではないか。

〇〇委員 　もう、簡単に言うとね、安くなかったらできんよ。うちらここでもう耕作目一杯なんで。もう誰かに頼んでくださいよと、もう高飛車だからね。ただそんな会合に行くと前々回やったか、〇〇委員さんもおいでて、やっぱり地代払ってもらおうように頑張らんなんやろか言うても、結局は多数決で決まる。

何となく会合へ来て、今年なんかもう最悪で、何も無いのに7・6・5千円で決まってしまう。もうやっぱりそういう現状なもので、話多少違いますけど。

〇〇委員　　うちは平場なんだけど、西の方に行くと山沿いなので、そこまで行くと俵数にすると1俵から1俵半違うんです。そう考えると平場が増えて山際は請負できませんというふうになるかもしれない。

こちらではどうのこうのって金額は本来言えないという現状がありありとあるんだというくどき話でした。

〇〇委員　　栽培耕作要員に彼ら厳しいなと今喋ったので、管理してほしいなと。

〇〇委員　　それぞれ需要というのがあるから。

〇〇委員　　私は先ほどは金額の話はあるけど、せっかくこの点で話しが出てるもので、私のところは平場でもこの近くですけど、条件は三つあると。水口はシャッターが必ずついてるもの、2番は搬入路が安全の事をきちっと考えて出入りできること、3番は草は全部地主が責任を持つことということで、この近くのいわゆる受託者同士、法人同士が言葉悪いですけど押し付け合い、うちのところは平場でも田んぼが小さいもので、大区画のところはそんなことはないと思いますが、大区画であるところはあとで書きましたけど、南砺市所有の崖、田んぼにまつわる崖があるんですよ、どこの地区も順番に抑草シートを張っていると思いますが、環境保全の関係でややこしいところばっかすごいことになっている。それもなすりあいみたいになっていくだろうなと強く思っている。条件のいいところの情報をまた聞かせていただけることがあればありがたい。以上です。価格もあれですけども、こちらも必要かなと。

事務局　　〇〇委員がおっしゃられたのと〇〇委員さんの思いを今ようやく理解できたといいますか、簡単に協議できていそうですねって言ってしまいましたけど、要は所有者側の立場といいますか意見を出せるような何か、そういう組織なのかそういう人も含めた会に持っていくといいますか、何とかできないのですか。せっかくやっておられて、一方的なというお話をお聞きしたので。

〇〇委員　　作付けは転作の状況とかの話もあるから、地権者の方が出てきてもどうもならない。

〇〇委員　　そうするとやっぱり作り手市場・・・

〇〇委員　　結局何かの世話している人ばかり来ている。

〇〇委員　　そうですね。どっちかと言うと営農部のための会議ですから。

〇〇委員　　やっぱそっちの立場ですからね。

〇〇委員　　例えば、今年も5割上がったんですから今の情勢から言ったらわかりませんが、多分米価はあまり下がらないのではないかなというような話になってきますよね。そしたら来年もこの話が出たときに、少しあげたらどうですかとやっぱり声を大にして言わないと、また数で負けてしまう。

〇〇委員　　今まで赤字に近いもので我慢してきたんだから、ならんと言われたらそんな

もんやと思う。はっきり言ってどこの営農組合も赤字に近いもの、どっかその辺をウロウロしてるんです。だから区画整理が終わって営農組合で作っても、地代を反当 5,000 円ぐらいに落としてしている。やっていけないんだよね、そこまで落とさないで。逆に言えば、オペレーターとか人夫賃を少し上げて少しでもみんな出てきてもらうようにしないとイケない。

〇〇委員 ちょっと話が横道逸れますけど、水利費は事業経費で落とす予定でもないのかな。

〇〇委員 自分ところは水利費村で面倒みてる。万雑だから個人でみてるのと一緒に。

〇〇委員 ということは、できあがったときに結果的には在所で面倒見るということは営農組合で面倒見ようという話ですよ。

〇〇委員 それは、全部営農組合に入ればできる。入らないで自分でやってる人もいる。子供がやる気ないから長続きしないのも分かっている。そうなるのが嫌だから営農組合でみんなで取り組んでやっている。力関係に動かされるのは仕方ない。うまいこと儲からんとなれば下げざるを得ない。下げたからってあんまり儲からないけどね。人夫賃上げてったらすぐパーになるんだけどね。

議長 はい。それでは懇親会に出席されない方はあれなんですが、そうでない方はその時にまたでいろんな話をするということで、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

 次回の総会は令和 7 年 1 月 8 日（金）午後 2 時から、場所は南砺市役所 302 会議室となります。

 以上で、南砺市農業委員会第 17 回総会を閉会いたします。

 （閉会時刻 午後 4 時 07 分）

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長